

告 示

埼玉県告示第二百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ビバモール東松山

埼玉県東松山市神明町二丁目千六百二十七―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 来退店経路の周知を行い、車両、自転車及び歩行者等の安全確保について配慮すること。

(2) 開店後に交通安全対策が必要になった場合は、真摯に対応すること。

(3) 荷さばき場や室外機、自動車走行等による騒音、振動の苦情があった場合は、真摯に対応すること。

二 縦覧期間

令和元年七月十六日から令和元年八月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所